

# 最新！人事労務トピックス

## 2026年1月号



# ポイント

---

今回のテーマ

法改正内容

法改正にともなう懸念

## 今回のテーマ

---

今回取り上げるのは…

**公益通報者保護法**

# 今回のテーマ

## 公益通報者保護法とは？

労働者等が勤め先の事業者の違法行為を通報したことを理由に、解雇、降格、減給など、勤め先から不利益な取扱いを受けないよう、通報者が守られるための条件などを定めたもの

## 公益通報とは？

事業者による一定の違法行為を、労働者等が、不正の目的でなく、組織内の通報窓口、権限を有する行政機関や報道機関などに通報すること

# 今回のテーマ

## 公益通報者保護法とは？

### ✓ 対象者（公益通報者となりうる人）

労働者（正社員、パート・アルバイト、派遣社員、公務員、業務委託先の社員 etc.）、退職後1年以内の元労働者、役員

### ✓ 対象となる通報

“国民の生命、身体、財産その他利益の保護に関わる法律”に規定する犯罪行為、またはそれらにつながる行為

### ✓ 保護の内容

通報を理由とする解雇、降格、減給、損害賠償請求、通報者情報の漏洩などの禁止

### ✓ 事業者の義務

- 公益通報に適切に対応するための体制整備
- 従業員300人超の場合は義務、300人以下の場合は努力義務

# 法改正内容

## 令和7年にどう改正された？

公益通報で通報者が不利益な扱いを受けないよう、法律が強化された！

1. 対象者の拡大
2. 体制整備義務の強化
3. 通報の妨害・通報者を特定するような行為の禁止
4. 民事訴訟上の立証責任転換
5. 行政措置の権限強化・新しい刑事罰の導入

令和7年6月の公布から1年6ヶ月以内（つまり**2026年内**）に施行予定

## 1. 対象者の拡大

以下の労働者が公益通報者に含まれることになった

- ✓ 「フリーランス新法」におけるフリーランス
- ✓ 業務委託関係の終了後1年以内のフリーランス

## 2. 体制整備義務の強化

従業員数300人を超える事業者に関して、以下が決定した

- ✓ 消費者庁による命令権限や立入検査権限の新設
- ✓ 現行法の体制整備義務の例示として、労働者等に対する事業者の公益通報対応体制の周知を義務化

### 現行法の体制整備義務

- 従事者指定義務
  - 公益通報の受付や調査などの必要な業務に従事する者を定める義務
- 公益通報に適切に対応するための体制整備
  - 従業員のために内部通報窓口を設置すること
  - 通報に対して調査をすること
  - 通報で発覚した違法行為を是正すること

## 3. 通報の妨害・通報者を特定するような行為の禁止

禁止行為として以下が法律に明記されることになった

- ✓ 公益通報を妨害する行為
  - 事業者が、正当な理由がなく、労働者に対し公益通報をしない旨の合意を求めるこ
- ✓ 通報者を特定するような行為
  - 事業者が、正当な理由がなく、公益通報者の特定を目的とする行為をすること

## 4. 民事訴訟上の立証責任転換

公益通報から1年以内の解雇または懲戒処分は、  
「公益通報を理由としてされたものと推定する」とことされた

これまで…

「公益通報を理由とする  
解雇や懲戒であること」は、  
**通報者本人が裁判で  
立証しなければならなかつた**

これからは！

公益通報を理由とする解  
雇や懲戒処分と推定され  
るため、**立証責任は事業  
者に移り、通報者側の負  
担が軽減される**

## 5. 行政措置の権限強化・新しい刑事罰の導入

### ✓ 不利益取扱い（解雇・懲戒）

- 公益通報を理由に解雇・懲戒した者（国家公務員等の場合、分限免職・懲戒処分をした者）に対し、6月以下の拘禁刑または30万円以下の罰金 ※両罰規定あり
- 法人の場合は3,000万円以下の罰金

### ✓ 従事者指定義務違反

- 勧告に従わない場合の命令権に関する規定を新設
- 違反した場合、30万円以下の罰金 ※両罰規定あり

### ✓ 命令違反等

- 命令違反や報告懈怠・虚偽報告、検査拒否に対する刑事罰を導入
- 違反した場合、30万円以下の罰金 ※両罰規定あり

#### ※両罰規定

法人の役員や従業員が違法行為をした場合、

行為者である個人だけでなく、業務主体である法人も罰せられるという規定のこと

## 令和7年の改正内容による企業の負担やリスクは？

- 「2. 体制整備義務の強化」によって、体制整備担当者の負担が増える可能性がある（公益通報窓口がある会社の場合）
- 「3. 民事訴訟上の立証責任転換」によって、公益通報者との間で訴訟に発展した場合、公益通報を理由とした処分でないことを事業者が証明する必要があるため、負担が増える
- 法改正に適切に対応しない場合、刑事罰を受ける可能性がある

# 参考文献・URL

## 消費者庁サイト

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_partnerships/whistleblower\\_protection\\_system/overview/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/overview/)

## 政府広報オンライン

<https://www.gov-online.go.jp/article/202509/radio-3113.html>



---

アタックス・ヒューマン・コンサルティングでは、無料相談を受け付けています。  
内容に関するご質問等は、コーポレートサイトよりいつでもお問い合わせください。

URL : <https://www.attax.co.jp/human/>